

濃厚接触者に係る特定や行動制限について

令和5年3月13日
福祉保健局

区分	濃厚接触者の特定	行動制限
①同居家族	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 待機期間は5日間 ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ※自費検査
②ハイリスク施設 (医療機関、 高齢・障害者施設)	<ul style="list-style-type: none"> ハイリスク施設は、必要に応じて、訪問による積極的疫学調査を実施 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 施設において濃厚接触者リストを作成し、保健所が確認 	<ul style="list-style-type: none"> 最終接触日から5日間 ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ・毎日の検査陰性で従事可 ※集中検査のためのキットを活用
②-2ハイリスクに 準じる施設 ^(注1) (高齢・障害児者の通所、訪問系事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況や地域の実態等を踏まえ、保健所が効率的・効果的な方法により確認 	
③保育所等 ^(注2)	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者を特定せず 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の対策を管理した上で、従事可 (a) 通常の接触の場合 一定期間(目安として7日間)の体調管理、ハイリスク行動回避、咳エチケット等の実施 (b) 感染対策なしに陽性者と食事 一定期間(5日間程度)の外出自粛等の感染対策、自主的な検査(自費検査)の実施 ※いずれの場合も有症状は受診
④事業所 (ハイリスク施設を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ※ただし、③保育所等においては、マスク着用等の基本的な感染対策の徹底が困難である場合も考えられるため、個別の事情に応じて柔軟に対応することは差し支えない ※ただし、クラスター発生など更なる感染対策が必要な場合、保健所による調査や感染対策の協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等外で濃厚接触者となった保育所等従事者 ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ・毎日の検査陰性で従事可 ※集中検査のためのキットを活用
⑤同居・職場以外	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 待機期間は5日間 ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ※自費検査

(注1) 通所施設等について、国通知では「事業所」に分類されているが、都では「ハイリスクに準じる施設」として、陽性者が1名発生した段階から濃厚接触者の特定や行動制限を行う。

(注2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ